

# 嘆願書に對する理由

今年三月吾岡谷に日本労働同盟全日本製絲労働組合が生れた事は御承知の事と存じます  
私達は今日迄該組合の主義綱領を研究しつゝありましたが我國に於ける労働組合中最も合  
理合法的の組合たる事を認め茲に加入したのであります。

抑も労働組合は善良なる労働者を作り正當なる権利の主張をなすと共に義務觀念を涵養し  
以て産業の健全なる發達を期するを目的とするものであります。

故に此事實を諒とせられ労働組合を公認せられん事を嘆願するのであります。

賃金は私達労働者の勞力提供に對する報酬であります、私達は賃金に依つて生活を營む者  
でありますから賃金の制定は極めて適法に確立せらるべきものと思ひます。

今迄の如き私達の賃金の預金がありながら急時の際に於ても拂戻し下さらず随分悲しい事  
も幾多ありました。

私達は現今の經濟界不振糸價暴落の際に別項嘆願は幾度か慎重なる研究と考慮の結果にて  
同じ岡谷に於ける幾多の工場に就いての調査の上で茲に嘆願に及んだものにて決して不當  
がなるものではないと思ひます。

吾國の労働者保護法規は極めて不完全なるものであると聞いてゐます、然るに此不完全な  
る保護法規さへも嚴守せられていない様に見受けます如何にも情けないと思ひます。

娛樂と修養は私達人間生活に必要なものである事は言ふ迄もありません、一日の労働を終  
へ娛樂に依つて新たな生氣を養ひ業務に携はる事は生産能率の上にも効果ある事と思ひ  
ます、私達は共存共營の社會に生存して居ります、人間としての修養を受け社會人に迷惑  
を及ぼす事なきを願ふものであります。

失業は私達の最も恐るゝものであります、昨年之如く出張先に於て手紙を以て解雇するが  
如き事は餘りにも無情の事と思ひます、可憐なる私達の爲めに純眞の御同情を仰ぎたいと  
思ひます、何分左の嘆願事項に對し速かに御理解あつて御承認を願ひます。

## 嘆願事項

一、労働組合加入ノ自由ヲ認めテ下サイ

二、組合員ナルガ故ニ轉勤或ハ職務上ノ地位ヲ底下セザル様願ヒマス

三、組合員ナルガ故ヲ以テ絶對解雇セザル様願ヒマス

四、組合ニシテ兩一不都合ノ行爲アル場合ハ組合幹部ニ申告シテ下サル様願ヒマス

(組合ハ必ず正道ニ導クベク努力致シマス)

五、食料及衛生上ニ對シマシテ改善ヲ願ヒマス

六、私共ノ體育及娛樂修養ノ爲ニ其設備ヲシテ下サル様願ヒマス

七、從來ノ賃金ガ一般工場ヨリ非常ニ低廉ナルガ故ニ私共ノ生活ハ實ニ困難デアリヤス

可憐ナ私共ノ爲ニ左ニ記シマシタ賃金ヲ與ヘテ下サル様願ヒマス

賃金ニ就マシテ

(イ) 繰 絲 工 ニ ハ

春挽中ハ平均点数數ヲ六十錢トシテ下サイ

夏挽中ハ平均点数數ヲ六十五錢トシテ下サイ

理由 一般製絲場ノ平均賃金ハ零點ヲ以テ標準トナシアルモ當製絲場ハ得點ト失

點トヲ差引キタル差ヲ求メ其平均點ハ常ニ異動アルガ爲ナリ

(ロ) 傳習職工 夏挽賃金支拂方法ハ就業案内書ニ基キ試驗法ニ依ツテ給料ノ支給ヲシ

テ下サル様願ヒマス

理由 最低ヲ十五錢トスルハ勿論ナレドモ其ノ得點高ニ應ジテ賃金モ又以上ノ支

拂ヲシテ下サイ

賞金ハ賃金ト別ニ給與シテ下サイ

(ハ) 再 繰 工 ニ ハ

春挽夏挽ヲ通ジテ平均點ハ繰絲工ト同等ニシテ下サル様願ヒマス

但シ最低賃金ハ四十錢トシテ從來ノ得點ヲ採點方法ヨリ除外シ別ニ賞點一點ヲ參

錢以上支拂テ下サイ

傳習ハ成績ニ依ツテ四等級マデニ分ケテ下サイ

一等級ハ 一 人 五 十 錢

二等級ハ 二 人 四 十 錢

三等級ハ 三 人 三 十 五 錢

四等級 以下 ハ 三 十 錢